

No.	質問	回答
1	通算在留期間の延長に関する措置の適用については、いつの介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の結果で判断されるのか。	1号特定技能外国人が5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験（以下「5年目の国家試験」という。）の結果で判断される。
2	通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験においては、前年度までの国家試験においてすでにパート合格をしている場合であっても、全パート受験しなければいけないのか。	<p>令和8年1月21日通知に基づき、在留期間更新の申請を行う場合、5年目の国家試験の結果において、1パート以上合格し、かつ、総得点に対する合格基準点の8割以上の得点があることが求められるため、不合格パートのみの受験ではなく、全パート受験されたい。</p> <p>※ 4年目にパート合格、5年目に全パート受験した場合の取扱いは以下の通り。</p> <p>（ア）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、Bパート・Cパートを合格した場合  ⇒ A～Cパートのいずれも合格していることから、国家試験に合格した扱いとなり、在留資格「介護」への変更が可能。</p> <p>（イ）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たす場合  ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならないが、令和8年1月21日通知の基準を満たすことから、令和8年1月21日通知に基づく手続を行うことができる。</p> <p>（ウ）4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たさない場合  ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならず、また令和8年1月21日通知の基準も満たしていないため、通算在留期間の延長も不可。</p>
3	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している	登録支援機関に1号特定技能外国人支援を委託している場合は、登録支援機関の支援責任者を記

	<p>場合、学習計画の「支援責任者」は、登録支援機関の支援責任者で問題無いか。特定技能所属機関において新たに支援責任者をたてるべきか。</p>	<p>載いただきたい。</p> <p>また、その場合別紙様式1の支援責任者の施設名については、法人名の記載で問題ない。</p>
4	<p>1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、確認依頼書の提出は登録支援機関から行えばよい</p> <p>か。</p>	<p>確認依頼書については、特定技能所属機関（特定技能外国人と雇用契約を結んでいる施設・事業所等）においてとりまとめて厚生労働省に郵送いただきたい。</p>